

## No！就活セクハラ —— 予防対策は万全ですか？ ——

就職活動中の学生に対するセクシュアルハラスメント等(以下「就活セクハラ」という。)については、正式な採用活動のみならず、リクルーターと会う・インターンシップに参加・教育実習・OB・OG訪問等の場においても問題化しています。

企業としての責任を自覚し、

- ①学生と接する際のルールをあらかじめ定める
- ②自社社員以外(学生、フリーランスe t c)に対してもハラスメントは行ってはならない旨を研修する
- ③ハラスメントを行った場合は厳正な対応を行うこと
- ④採用活動を企業として適切に管理する
- ⑤就活生の相談窓口を設置し、対応する

など、インターンシップ受入部署を含め全社員に周知・徹底を図り、未然の防止に努めましょう！

就活セクハラとは：人事担当者等による就活生等に対するセクハラ

### こんな行為は許されません！

性的な冗談やからかい	食事やデートへの執拗な誘い
性的な事実関係に関する質問	不必要な身体への接触
拒否等したことによる不利益取扱い(採用差別・内定取消等)	性的な関係の強要

### こんな場面で起きています！

インターンシップに参加したとき	企業説明会やセミナーに参加したとき
就職採用面接を受けたとき	内々定を受けた時や受けた後
リクルーターと会ったとき	志望先企業の従業員との酒席の場
SNSや就活マッチングアプリを通じてやり取り等を行っていたとき	OB/OG訪問のとき

○関連サイト「今すぐ始めるべき就活ハラスメント対策！」

[https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/syukatsu\\_hara/enterprise/](https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/syukatsu_hara/enterprise/)



問合せ先：富山労働局雇用環境・均等室 TEL076-432-2740